

平成27年度 県予算及び主要事業に対する要望の回答書

労働・雇用関係について

障がい者就労の促進を図るため、ハローワークとの連携強化を図る平成27年度の施策を示していただきたい。

- 回答
- 県では、3名の就労支援コーディネーターを配置し、福祉施設と一般企業等の架け橋となって企業等を訪問し、そこで得た新規の求人状況をハローワークに提供するなどして、障害者の一般就労への移行を支援しています。
 - また、平成24年10月からは、ハローワーク特区にハローワーク佐賀が指定され、県とハローワーク佐賀で求職者や企業訪問記録などの情報を共有し、企業訪問などを一体的・効率的に行うことなどにより、障害者の一般就労を促進しているところです。
 - さらに平成26年9月からは、県が直接職業紹介できるようになりましたので、平成27年度には求人情報がオンラインで活用できる携帯情報端末を導入して、求職者への支援の一層の充実に取り組みます。

国の制度であるトライアル雇用の試行雇用奨励金の対象事業所の範囲が縮小されたが、国の試行雇用奨励金の支給対象外となった企業について、県独自の支援制度の創設をお願いしたい。

- 回答
- 〔トライアル雇用における試行雇用奨励金について〕
- 国の制度であり、平成24年6月以降、過去に障害者の雇入れ経験がない企業、又は現在障害者を雇用しておらず障害者雇用に関するノウハウが乏しい企業を支給対象に限定されましたが、平成26年4月からは支給要件が見直され、現在障害者を雇用している企業でも雇入れる障害者によっては奨励金の対象となっています。よって、現在のところ県独自の支援制度を創設する状況にはないと考えています。
 - このほか、事業所に対する支援として、障害者を雇用する際のノウハウを提供するジョブコーチ派遣、正式雇用した場合の特定求職者雇用開発助成金などがあります。
 - また、県で実施している企業の現場で就職に向け実践能力を取得する訓練（3か月以内）なども積極的に活用しながら、障害者の雇用促進に努めているところです。

国において社会的雇用モデル事業が実施されることとなった際には、モデル事業所数の枠の拡大し、早期に取り組んでいただきたい。

- 回答
- 〔社会的雇用モデル事業について〕
- 厚生労働省に設置された「障がい者制度改革推進会議」の総合福祉部会において、平成23年8月に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」がまとめられましたが、その中で、就労支援については、就労系事業に関する試行事業（パイロット・スタディ）として全国80か所程度を「社会的雇用モデル事業所」として指定し、就労分野での人的支援、仕事の確保、賃金補填の在り方等について検証することとなっています。
 - この制度は、一般的就労と福祉的就労の中間的な就労の場として、障害者を雇用する事業所に対して、公的資金で障害者の賃金を補填し、最低賃金を確保するものであり、多様な働き方の機会を提供するものです。
 - この事業が国のモデル事業として実施されることとなった際には、県としても積極的に取り組んでいきたいと考えています。

障害者本人が事業所代表となった場合の本人への福祉サービスについて

障害者本人が福祉サービス事業所の代表となった場合の各種の障害者福祉サービス（特に、車椅子を常用の場合は移動支援サービス）が受けられるように佐賀県独自の助成制度を創設し、市町の移動支援事業に当該サービスを含めていただきたい。

- 回答
- 日常生活に関する障害福祉サービスの利用は、市町の支給決定を受けることにより可能です。しかしながら、通勤や仕事中に利用できる障害者福祉サービスはありません。